

船員の最低賃金

内航鋼船運航業及び木船運航業

平成27年3月31日現在

決定者		国 土 交 通 大 臣	北 陸 信 越 運 輸 局 長
区 分			
諮 問 年 月 日		平成26年7月2日	平成26年8月20日
答 申 年 月 日		平成26年10月9日	平成27年1月30日
決 定 公 示 年 月 日		平成26年11月20日	平成27年3月20日
効 力 発 生 年 月 日		平成26年12月20日	平成27年4月19日
適 用 す る 地 域		全 国	北陸信越運輸局管内
適 用 す る 船 員		沿海100トン以上の鋼船の乗組員	①沿海100トン未満の鋼船の乗組員 ②平水の鋼船の乗組員 ③木船の乗組員
最低賃金額 （月額、円）	職 員 A	243,350	243,350
	職 員 B	226,900	226,900
	部 員 A	184,750	184,000
	部 員 B	175,450	174,700

(注)1. 職員Aは職員B以外の船員、職員Bは特定の船舶職員養成施設を修了した若年船員(職員Bは平成8年度に新設)

(注)2. 部員Aは経験3年以上、部員Bは経験3年未満

海上旅客運送業

決定者		国 土 交 通 大 臣	北 陸 信 越 運 輸 局 長
区 分			
諮 問 年 月 日		平成26年7月2日	平成26年8月20日
答 申 年 月 日		平成26年10月9日	平成27年1月30日
決 定 公 示 年 月 日		平成26年11月20日	平成27年3月20日
効 力 発 生 年 月 日		平成26年12月20日	平成27年4月19日
適 用 す る 地 域		全 国	北陸信越運輸局管内
適 用 す る 船 員		①遠洋・近海区域の旅客船の乗組員 ②沿海区域100トン以上の旅客船の乗組員（但し、平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている旅客船を除く。）	①平水区域の旅客船の乗組員 ②沿海区域100トン未満の旅客船の乗組員 ③沿海区域100トン以上の旅客船の乗組員（但し、平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている旅客船に限る。）
最低賃金額 （月額、円）	職 員	240,250 (186,150)	239,300
	部 員	179,000	172,700

(注) ()内は事務部職員

漁業(遠洋まぐろ漁業及び大型いかつり漁業)

決定者		国 土 交 通 大 臣	
区 分		遠 洋 ま ぐ ろ 漁 業	大 型 い か つ り 漁 業
漁 種			
諮 問 年 月 日		平成26年7月2日	平成26年7月2日
答 申 年 月 日		平成26年10月9日	平成26年10月9日
決 定 公 示 年 月 日		平成26年11月20日	平成26年11月20日
効 力 発 生 年 月 日		平成26年12月20日	平成26年12月20日
適 用 す る 地 域		全 国	
適 用 す る 船 員		遠洋まぐろ漁業のうち、うきはえなわを使用して、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁船の乗組員	総トン数200トン以上の動力漁船により、つりによっていかをとることを目的とする漁船の乗組員
最低賃金額 (月額、円)	一人歩船員	199,300	203,300

漁業(沖合底びき網漁業及び大中型まき網漁業)

決定者		北陸信越運輸局長	
区 分			
漁 種		沖 合 底 び き 網 漁 業	大 中 型 ま き 網 漁 業
諮 問 年 月 日		平成26年8月20日	平成26年8月20日
答 申 年 月 日		平成27年1月30日	平成27年1月30日
決 定 公 示 年 月 日		平成27年3月20日	平成27年3月20日
効 力 発 生 年 月 日		平成27年4月19日	平成27年4月19日
適 用 す る 地 域		北陸信越運輸局管内	
適 用 す る 船 員		沖合底びき網漁業に従事する漁船の乗組員	大中型まき網漁業に従事する漁船の乗組員
最低賃金額 (月額 円)	一人歩船員	196,200	196,200

※ 北陸信越運輸局 海事部